

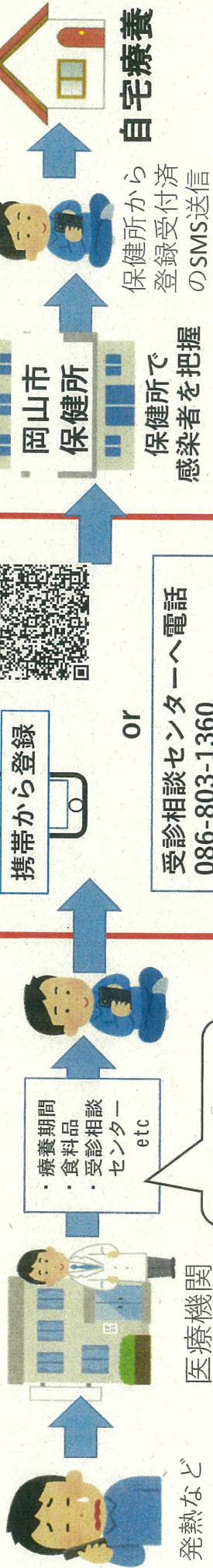
# 9月26日(月)以降の全数把握の見直しに伴う対応

対象者	医療機関からの発生届	保健所からの連絡	療養先(待機先)	療養期間(待機期間)	必要事項の説明	保健所からの療養証明
<b>【陽性者】</b> ①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な方 ④妊婦	あり	あり	発生届を基に、 <b>保健所が判断</b> し、療養先 ・入院 ・宿泊療養 ・自宅 を決定	原則、 <b>発症日</b> (無症状の場合は検体採取) <b>から7日間</b> (8日目解除)	<b>診断医療機関及び保健所</b>	する
<b>【陽性者】</b> ①～④以外の方	なし	なし	<b>自宅</b> ※宿泊療養を希望する場合は、自ら電子申請サービス等で申請し、保健所で判断	原則、 <b>発症日</b> (無症状の場合は検体採取) <b>から7日間</b> (8日目解除)	<b>診断医療機関</b> 若しくは岡山県陽性者登録センター	しない
<b>【濃厚接触者】</b>	—	なし	<b>自宅</b>	原則、5日間	※陽性者へ書類を配布	—

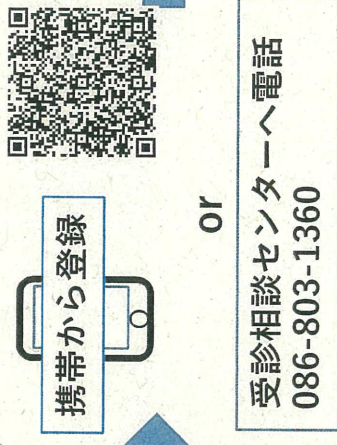


# 発生届対象外の方のコロナ陽性から療養までの流れ

## (1) 医療機関を受診する場合

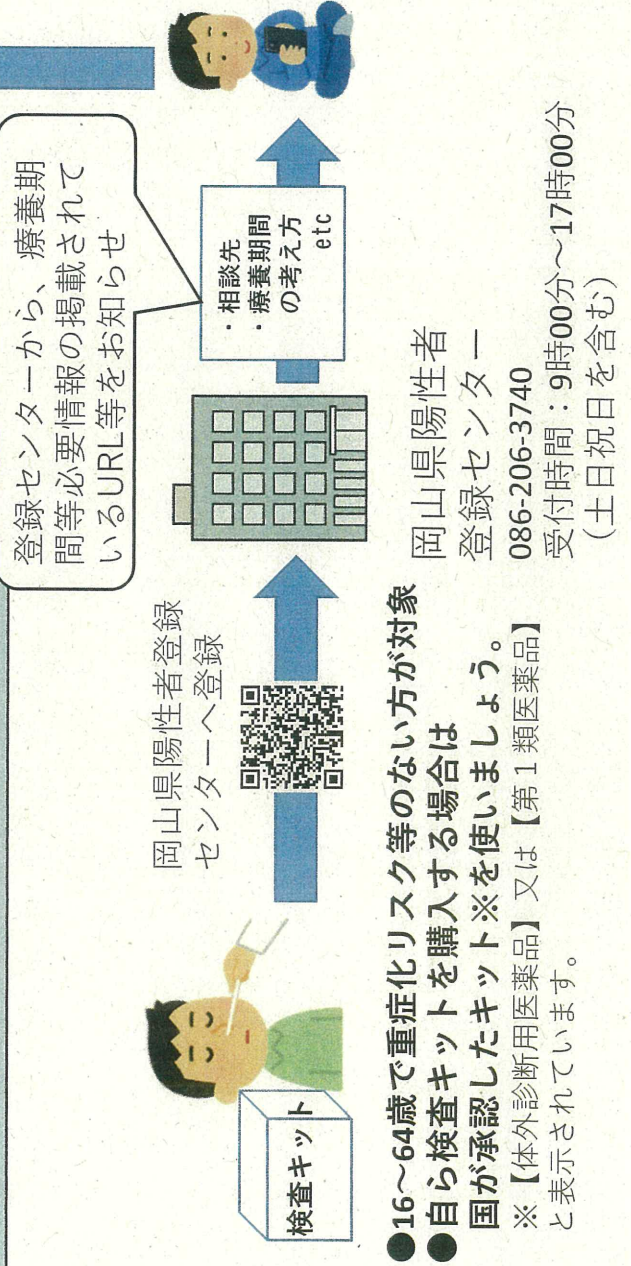


## 患者自ら保健所へ登録



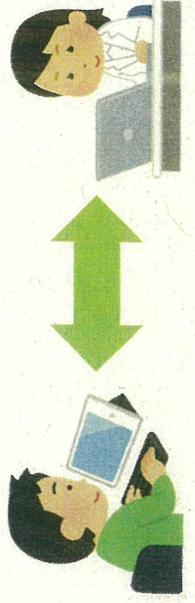
**(1)(2)いずれの場合も登録をお願いします**

## (2) 自ら検査キットで検査する場合



## 登録することで・・・

- 1) 食料品の申請や、受診相談センターへの相談、医療機関の受診などがスムーズに行えます。
- 2) 医療機関受診時に、保健所から送信されたSMS等を提示すると、コロナに係る医療に限り、自己負担なしで受診できます。
- 3) チャットアプリで、医師に健康相談することが出来ます。  
※別途アプリのインストールが必須です



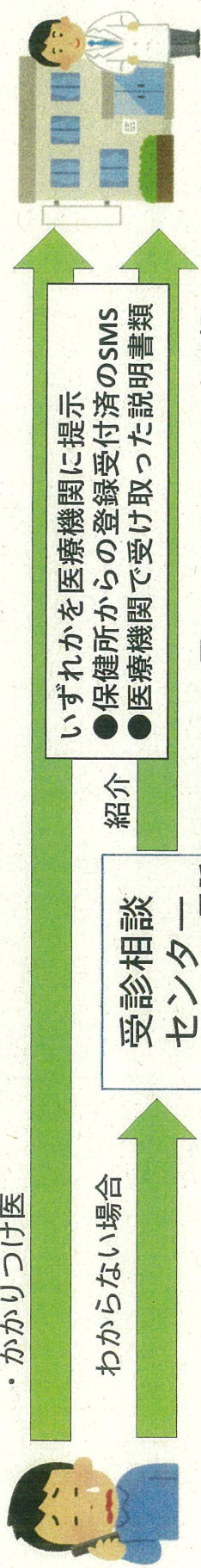


# 発生届対象外の方に行っていただく手続き等

## 体調悪化時の対応【変更なし】

患者自ら、医療機関若しくは受診・相談センターに電話で相談ください。

- ・陽性診断を受けた医療機関
- ・かかりつけ医

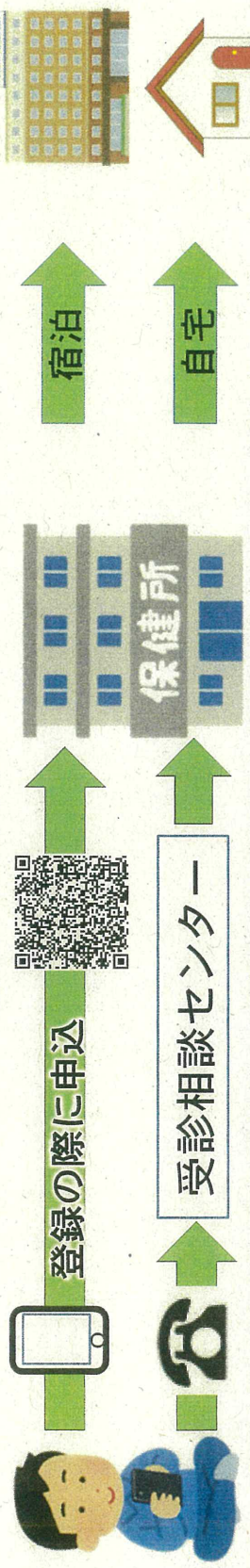


電話086-803-1360 平日：9:00～21:00、土日祝：9:00～17:00

## 宿泊療養を希望する場合

※宿泊療養については自立生活が可能かどうか、自宅に重症化リスクの高い家族が居り、隔離が困難な場合などの要件があります。

患者自らお申込みください。保健所が症状や家族構成等を聞き取り調査し決定します。



## 食料品を希望する場合

患者自らお申込みください。保健所が療養期間に応じた食料品等を自宅へ配送します。

